

**令和7年度第6回**  
**さいたま市福祉有償運送運営協議会**  
**議 事 要 旨**

**【開催要領】**

1. 開催日時：令和8年3月18日（水）10：00～11：10
2. 場 所：ときわ会館 5階 小ホール
3. 出席委員：13人（敬称略・50音順）

荒井 孝浩	福祉局障害福祉部
伊藤 みどり	特定非営利活動法人全国移動サービスネットワーク
川島 有希子	住民又は旅客
佐野 公紀	埼玉県企画財政部交通政策課
澤田 陽子	福祉局長寿応援部介護保険課
清水 孝夫	埼玉県個人タクシー協会
高場 厚	埼玉交通運輸労働組合
瀧口 修一	一般社団法人埼玉県タクシー・ハイヤー・福祉協会
田代 緯央	埼玉運輸支局
間 真	福祉局生活福祉部
番場 洋輔	一般社団法人埼玉県タクシー・ハイヤー・福祉協会
宮崎 雅貴	福祉局障害福祉部障害福祉課
吉野 智子	子ども未来局総合療育センターひまわり学園総務課
4. 欠席委員：2人（敬称略・50音順）

高橋 八州博	福祉局長寿応援部
山本 宏	社会福祉法人さくら草
5. 傍聴人：0人

## 【次第】

### 1 開会

### 2 協議

#### (1) 更新登録の申請について

- ・ 一般社団法人 LIZARD
- ・ 一般社団法人 コンパス娘息子代行サービス

#### (2) 変更登録の申請について

- ・ 一般社団法人 コンパス娘息子代行サービス

#### (3) 新規登録の申請について

- ・ 一般社団法人 つかさ福祉サービス

#### (4) さいたま市福祉有償運送運営協議会運営指針の改正について

### 3 報告

#### (1) 軽微な事項の変更について

### 4 閉会

## 【配付資料】

○令和7年度第6回さいたま市福祉有償運送運営協議会次第

○さいたま市福祉有償運送運営協議会委員名簿

○令和7年度第6回さいたま市福祉有償運送運営協議会席次表

○資料1 更新登録申請書（一般社団法人 LIZARD）

○資料2-1 更新登録申請書（一般社団法人 コンパス娘息子代行サービス）

○資料2-2 変更登録申請書（一般社団法人 コンパス娘息子代行サービス）

○資料3 新規登録申請書（一般社団法人 つかさ福祉サービス）

○資料4 さいたま市福祉有償運送運営協議会運営指針の改正について

○資料5 軽微な事項の変更について

## 【要旨】

### ●更新登録の申請に係る協議について（一般社団法人 LIZARD）

○事務局より、更新登録申請の概要説明

○一般社団法人 LIZARD 入室

○委員と申請事業者の間で、以下のとおり、質疑応答を実施

間会長 日頃から福祉有償運送の事業を実施する上で、事業者の視点から感じていることについてお話いただければと思います。

事業者 訪問介護事業と合わせて福祉有償運送事業を行っており、高齢・障害の方の重要な移動手段となっていると感じております。ただ、配車の調整やドライバーの担い手の採用、安全な運転のための研修など、会社の中で迷いながら進めてまいりました。できるだけ多くの方がご利用いただけるような体制を現在作っているところです。今後も引き続き、地域の皆様のお役に立てればと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

間会長 ありがとうございます。それでは、委員の皆様からご意見・ご質問等ある方はお願いいたします。

高場委員 運賃の体系が3月16日より変更となるようです。今の話の中で、運賃が原油価格に対して見合っているのか不安だとありましたが、改定されたものを参考に料金設定をもう一度されたらよろしいかと思います。また、担い手不足に関しては、報酬の見直し等を行って、働き甲斐のある会社にしていただけたらという風に感じます。

事務局においては、正規のもの（運賃改定通知）を事業者あてに通知するなどして、周知を図っていただけたらと思います。

○一般社団法人 LIZARD 退室

○一般社団法人 LIZARD の申請について合意

### ●更新登録・対価の変更申請に係る協議について（一般社団法人 コンパス娘息子代行サービス）

○事務局より、更新登録・変更登録申請の概要説明

○一般社団法人 コンパス娘息子代行サービス 入室

○委員と申請事業者の間で、以下のとおり、質疑応答を実施

間会長 日頃から福祉有償運送の事業を実施する上で、事業者の視点から感じていることについてお話いただければと思います。

事業者 既存事業のデイサービスの利用者様を中心として、買い物や送迎を主に運行を行っています。シニアの皆様は、おひとりでは外出できないという声を多く聞いている部分でありますので、そういった方へのお力になればと考えております。今後も福祉有償運送事業を様々な事業者様と広げていければと思っています。よろしく願いいたします。

間会長 ありがとうございます。それでは、委員の皆様からご意見・ご質問等ある方はお願いいたします。

高場委員 福祉有償運送での収支はどのようになっていますか。

事業者 福祉有償運送を単体で見ますと、赤字です。

高場委員 16日に運賃改定があるという情報があります。ボランティアで行う事業ではないと考えているので、運賃改定を踏まえた料金設定をされるとよいのではないのでしょうか。

伊藤委員 今回変更申請を提出されていて、基本チェックリスト該当者の方も対象にされるというご意向かと思うのですが、今見込んでいる利用者の数としては、それなりにいらっしゃるのでしょうか。

事業者 福祉有償運送事業の中心的な利用者となるデイサービスの利用者様のうち、半日型デイの5～10%ほどの方が利用希望です。ほかには、ケアマネージャーからの紹介もあります。利用される方は、基本的にはタクシーに乗れる方かと思うのですが、転倒した際などいつもと様子が異なる際にすぐに利用ができないという問題がございます。介護認定を受けるまでに1・2か月かかってしまう問題がございますので、部分変更中であっても利用できる体制を整えたいと考えているところです。以上が、今回の変更申請に至った経緯です。

○一般社団法人 コンパス娘息子代行サービス 退室

○一般社団法人 コンパス娘息子代行サービスの申請について合意

●新規登録の申請に係る協議について（一般社団法人 つかさ福祉サービス）

○事務局より、新規登録申請の概要説明

○一般社団法人 つかさ福祉サービス 入室

○委員と申請事業者の間で、以下のとおり、質疑応答を実施

間会長 日頃から福祉有償運送の事業を実施する上で、事業者の視点から感じていることについてお話いただければと思います。

事業者 介護タクシーを昨年より行っており、NPO法人においても福祉有償運送ならびに生活サポートの手伝いを行っています。NPO法人で知り合った方から利用希望があったこと、自身が車両と資格をもっていることをきっかけに、一般社団法人を立ち上げて福祉有償運送事業をはじめようと考えました。

間会長 ありがとうございます。それでは、委員の皆様からご意見・ご質問等ある方はお願いいたします。

伊藤委員 NPO法人の方で知り合った利用者の方から利用希望があったということでしたが、今回の旅客の名簿にはおひとりしか記載がありません。将来的に、利用希望がある方は受け入れる予定なのか、知り合った利用者の方限定で輸送を行う予定なのか、お考えをお聞かせください。

事業者 基本的には、現在使っていただいている方を主に輸送を行う予定です。新たに利用希望があった際は、日程を調整したうえでお引き受けできればと考えています。

伊藤委員 介護タクシーの方とのバランスはとれそうでしょうか。

事業者 利用希望の曜日・時間帯によりけりですが、ある程度はうまくやっていると見込んでいます。

○一般社団法人 つかさ福祉サービス 退室

・瀧口委員より、夜間休日の料金について、タクシー料金の8割を超えているのではないかとのご意見をいただく。

・事務局より、輸送日は原則平日であり、休日はやむを得ない場合に限る旨を説明。

→さいたま市福祉有償運送運営協議会設置要綱第7条4項の規定に基づき、多数決で議事を決することとする

○一般社団法人 つかさ福祉サービスの申請について、多数決により合意

●さいたま市福祉有償運送運営協議会運営指針の改正について

○事務局より、さいたま市福祉有償運送運営協議会運営指針の改正について、資料4に基づき説明

間会長                    それでは、さいたま市福祉有償運送運営協議会運営指針の改正について、委員の皆様からのご意見を伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

伊藤委員                「Ⅱ 協議を行うに当たっての具体的指針」の中の「4 運送しようとする旅客の範囲」（2）イの部分についてです。輸送の対象となる方の身体状況の確認方法として「医師や福祉・介護の専門職が判断したことを確認する」とありますが、この書き方だと医師などの判断を確認しなければならないという見方になるのでしょうか。  
国の通知ですと、専門職の判断を勘案してもよい、可能であるとの記載だったと思うのですが。

事務局                    おっしゃる通り、国の通知において「確認しなければならない」という断定の表現は含まれていないところではありますが、運営指針案においては断定であるかのように読み取れる部分があります。つきましては、専門職の判断を考慮することも可能であるという趣旨に修正して、再度委員の皆様にご意見を頂戴する機会を設けさせていただきます。

○後日、修正案と意見書を各委員あて送付し、意見を募ったところ、追加の意見は出なかったため、修正案にて合意したとみなす。

○事務局より、軽微な事項の変更について、資料5に基づき説明

以上